

学校教育法の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育法の一部改正

一 専門職大学の制度化（第八十三条の二関係）

1 大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とすること。

2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

3 専門職大学には、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主な目的とするもの又は獣医学を履修する課程を置くことができないこと。

二 専門職大学の課程の区分（第八十七条の二関係）

1 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分することができること。

2 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとする。

3 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、専門職大学の目的を実現するために行われるものとする。

三 実務経験を通じて修得した実践的な能力の水準を勘案した修業年限の通算（第八十八条の二関係）
専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に入学する場合において、当該実践的な能力の修得により当該専門職大学等の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準その他の事項を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。

四 学位（第百四条関係）

1 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

五 専門職短期大学の制度化（第百八条関係）

1 短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とすること。

2 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

六 専門職大学等にあつては、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。（第百九条関係）

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 その他

一 この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 専門職大学等の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても行うことができること。（附則第二条関係）

三 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。 （附則第三条から第四十七条まで関係）

四 この法律の施行に関し必要な経過措置を政令で定めるものとする。 （附則第四十八条関係）